

病 欠 証 明 書

学 校 名	石川県立七尾東雲高等学校
学年・組 性別・年齢	年 組 (男 ・ 女) 年 齡 歳
氏 名	
病 名	<input type="text"/>
	上記の疾患により <u>令和 年 月 日 から</u> <u>令和 年 月 日 まで</u> 日間の休養を <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 要する 要した </div> ことを証明する。 令和 年 月 日 住 所 医療機関名 電話番号 医 師 名 印

(注) この証明書は学校において予防すべき感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

<参考>

学校保健安全法施行規則：第18条 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりとする。

(H27.1.21 一部改正)

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

学校において特に予防すべき感染症

学校保健安全法により、生徒が感染症にかかった場合、または感染症にかかったおそれがある場合、本人の休養と周囲への蔓延・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

提出書類	
インフルエンザ	様式1・2の病欠証明書（保護者記入）に「薬剤指示書」または「検査詳細情報」の写しを添付する。（注）診療明細書や領収書では証明できません。
上記以外の感染症	様式3の病欠証明書を病院で書いてもらい提出する。（有料）

<出席停止期間の基準>.....学校保健安全法施行規則第19条（H27.1.21 一部改正）

感染症		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで。
	クリミア・コンゴ出血熱	
	重症急性呼吸器症候群	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	中東呼吸器症候群	
特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）		
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が、痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状消退した後2日を経過するまで。
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症 （1）条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等 （2）通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症 アタマジラミ、伝染性軟疣属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）等	学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を講じることができる疾患。 ※感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上判断する。

*第二種の出席停止期間については、医師が他への感染のおそれがないと認めたときは、この通りでなくてもよい。